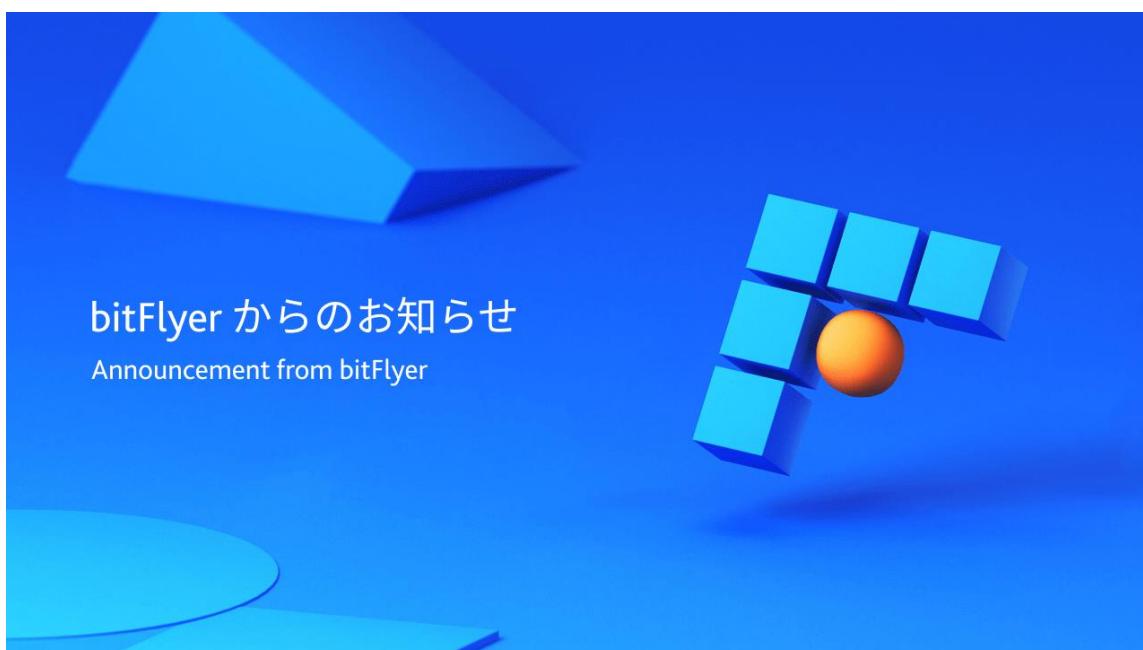


2024年9月4日
株式会社 bitFlyer

各位

ポリゴン（MATIC）の名称変更に伴う当社対応について

ポリゴン（以下「MATIC」）の発行体である Polygon Labs は、2024年9月4日にメインチェーン（以下「Polygon PoS」）上の MATIC の名称を POL に変更（以下「本変更」）します。株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、販売所で取扱っている Ethereum 上の MATIC について、本変更後も継続して取扱うことをお知らせいたします。さらに、今後は Ethereum 上の POL についても取扱いを行う予定です。



MATIC は Polygon PoS 上と Ethereum 上でそれぞれ発行されています。このうち、本変更の対象となるのは Polygon PoS 上のトークンです。Ethereum 上の MATIC 及び POL は本変更の前後で名称に変更はありません。

トークンの名称について

		本変更前	本変更後
ブロックチェーンの 名称	Polygon PoS	MATIC (Polygon)	POL (Polygon)
	Ethereum	MATIC (ERC-20)	
	Ethereum	POL (ERC-20)	

※ () 内はブロックチェーン及びブロックチェーン規格の名称

■ Polygon Labs の発表について

MATIC の発行体である Polygon Labs は、2024 年 9 月 4 日（水）より MATIC の名称を POL に変更すると発表しました。詳しくは次の Polygon Labs の発表をご確認ください。

<https://polygon.technology/blog/save-the-date-matic-pol-migration-coming-september-4th-everything-you-need-to-know>

■ 本変更に伴う当社の対応について

本変更後も当社では引き続き Ethereum 上の MATIC の売買及びお預入れ・ご送付、かんたん積立に対応いたします。さらに、今後は Ethereum 上の POL についても取扱いを行う予定です。詳細が決まり次第、あらためてご案内いたします。

■ ご注意いただきたい点

- ・本変更は発行体である Polygon Labs が実施するものであり、その計画に変更が生じた場合やそれによってお客様に損害が発生した場合などにおいて、当社は一切の責任を負いません
- ・当社の対応方針は予告なく変更となる場合がございます

株式会社 bitFlyer について

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、ビットコイン取引量 8 年連続 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2023 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。
(日本暗号資産取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照)

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の50%以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の2倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認くださいの上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>